

滋賀県優良工事表彰実施要領細部運用方針

(平成27年9月3日審査委員会改正)
(平成28年7月20日審査委員会改正)
(平成30年7月20日審査委員会改正)
(令和元年7月19日審査委員会改正)
(令和5年3月9日審査委員会改正)

この細部運用方針は、滋賀県優良工事表彰実施要領における運用について必要な事項を定める。

(第2条関係)

第1 県外業者との共同企業体の工事は除く。

(第4条関係)

第2 優良工事表彰候補の選定については次のとおりとする。

(1) 選定基準

1. 当該工事の工事成績評定点は75点以上を満足するものとし、他の請負工事においても著しく低い成績評定でないこと。
2. 表彰を受けようとする前年度から表彰までの間に入札参加停止または建設業法に基づく監督処分がないこと。
3. その他、表彰にふさわしくない事例がないこと。

(2) 選定数及び方法

1. 審査委員会事務局の総括が各部門事務局を召集し、事務局会議を開催する。
2. この会議において、当該年度表彰に係る事務処理計画をたてる。
3. 各部門事務局は、工事の成績評定75点以上の工事を表彰対象として抽出し、選定基準にあった工事を選定し、審査委員会事務局に提出する。
4. 提出された表彰対象工事を審査委員会事務局会議で検討し各部門事務局は、優良工事表彰説明資料(別紙一1)および工事完成写真等(推薦理由が説明できる写真を含む)と共に工事成績評点および上記選定結果等を勘案し、審査委員会に推薦する。
なお、本来一体とみなされる複数の工事については、一工事のみを推薦する。
5. 審査委員会は、推薦のあった工事の中から知事賞、優秀賞および奨励賞を決定する。
ただし、書面審査資料のみで決定できない場合は、現地審査を行う。
6. 優良工事の連続選定は妨げない。

(第5条関係)

第3 審査委員に指定する職が欠ける場合には、委員長は各担当部門を所管する課長相当職にある者を審査委員に指名することができる。

(第8条関係)

第4 表彰については次のとおりとする。

- (1) 表彰件数については別途定める。
- (2) 表彰事務は、土木交通部で行う。